

所長指示第 9 1 号
令和 6 年 7 月 2 9 日

福岡拘置所長

「DVD視聴要領」の制定について
標記について、下記のとおり定め即日施行することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 DVD視聴対象者

- (1) 炊事工場代休者
- (2) 居室棟衛生係受刑者
- (3) 経理工場就業者のうち居室棟配食作業に従事する者
- (4) 死刑確定者

2 視聴時間等

- (1) 炊事工場代休者においては、平日の午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 居室棟衛生係受刑者及び経理工場就業者のうち居室棟配食作業に従事する者においては、毎週土曜日の朝配食作業終了後の還室時から同日夜配食作業開始のための出室時までとする。
- (3) 死刑確定者においては、原則として、毎週火曜日及び木曜日の 2 回、1 回につき DVD 1 枚、概ね 2 時間以内とする。

なお、当該日が休日のとき、翌日が平日の場合は、その平日に視聴させることとすることとし、視聴時間は、午前 9 時から午後 3 時までとする。

3 視聴場所

指定された居室内とする。

4 DVD選定基準

- (1) 企画部門（指導）職員は、当所の管理運営上の観点から、懲役受刑者、死刑確定者のいずれにも視聴できる番組内容を選定することとし、特に、死刑確定者の心情安定を念頭に、死刑となった過去の犯罪を題材とせず、死刑執行又はそれを連想させる場面がないテレビ番組を録画し DVD の作成を行うこと。

加えて、懲役受刑者に対しても視聴させるものでもあることから、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがなく、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないもの。

- (2) 企画部門（指導）職員は、テレビ番組を録画し、別紙 1 「貸出 DVD 一覧

- (2) DVD視聴中に入浴又は運動時間が重なった場合は、入浴又は運動を優先させること。
- (3) 企画部門（指導）職員は、おおむね1年に1回、DVDの視聴内容を更新すること。
- (4) 統括矯正処遇官（第二担当）は、年に2回（6月及び12月）、視聴対象者に対し、DVDの番組内容に係る嗜好調査アンケートを実施し、DVDの選定に反映させるよう努めること。

8 支所における取扱い

小倉拘置支所に収容するDVD視聴要領については、本要領に準じ、自所の実情に合わせて定めるものとする。

貸出DVD一覧表(Aセット)

年 月 日 現在

番号	タイトル	内容説明	時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

貸出DVD一覧表(Bセット)

年 月 日 現在

番号	タイトル	内容説明	時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

貸出DVD一覧表(Cセット)

年 月 日 現在

番号	タイトル	内容説明	時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

貸出DVD一覧表(Dセット)

年 月 日 現在

番号	タイトル	内容説明	時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

